

広島県委員会西日本豪雨対策本部政府レクチャー報告

報告者：山崎晶弘

(日本共産党国会議員団中国ブロック事務所)

とき：2018年8月30日(木) 13:00~15:40

ところ：参議院議員会館会議室

出席：高見県災害対策本部長、辻県議、奥田呉市議、土屋福山市議、田中奉事務局長

政府側対応者：別途名刺を添付

要望項目とそれに対応する回答について記述

(1) 宅地内の土砂等撤去は工事費とともに諸経費も国が負担すること。(国交・環境)

「呉市は、『工事費の15%が諸経費として出るが、残りの85%を市が負担なんてできない。だからやれない』と言っている。そんなに負担しないといけないのか」という呉市奥田市議の問いに対し

⇒『工事費の15%を諸経費として合算し、工事費の115%を補助対象ととらえ、その50%を補助金、残りの95%を交付金でみるので、市の負担は2.5%になる。積極的に取り組んでほしい』と回答

(2) 床下浸水、床上浸水の家屋は、床下に入り込んだ泥の撤去の際、畳やフローリングを剥がさなければならず、被災者にとって大きな負担になっている。床上・床下の土砂撤去に対する国の支援を行うこと。また、室外機の故障など、家の機能に対する被害も認定に反映させること。(国交・環境・内閣府)

「フローリングなど剥がさなきゃいけない、あるいは隣の部屋の畳を剥がして入っていかなくちゃならないなど、負担が大きい」という大平前議員の問いに対し

⇒「厳密に言えばそういうときの補助はない。しかし、とてもしゃないがボランテアでもできないで市がやる場合、よその部屋から降りて入っていくなども難しく、やむを得ずフローリングを剥がして土砂撤去、となった場合はその分の費用も補助することになる。あくまで個別の事情に応じて考えていく。」

内閣府の回答→室外機について。被害認定で罹災証明書の関係にかかわるものだと思うが、内閣府で災害にかかる住居の被害認定基準、指針を定めている。家財の被害については調査の対象外にしている。但し、室外機は住宅を建設した場合一体として整備されている場合。例えば配管が壁の中に入っているとか、天井にベルトインされているものは、設備の一部として対象の可能性もあるのではないかと思う。

(3) 償還払いの財政負担の基準を明確にすること(環境)

⇒個別の事情があるので、一律に定めず、積み上げていく。あえて明確にせず、個別の事情に応えられるようにしたいと考えています。

(4) 墓苑・墓地も土砂撤去の対象とすること (国交・環境)

⇒他に補助事業がなく、都市計画の範囲内なら国交省の事業で、範囲外でも市が判断すれば環境省の事業でそれぞれ可能ではないか。倒れた墓石を元に戻すなどはさすがにできません。

(5) 査定にあたって環境省、国交省の見解を尊重すること (財務省)

⇒そういうのがあったとは聞いていません。何にせよ環境省、国交省それぞれの担当者ともよく協議して適切にやっています。

(6) 木造仮設住宅へのクーラー設置は、各部屋への設置を認めること (内閣府)

⇒一戸に一台は置けるようになった。現時点ではこれ以上議論は煮詰まっていけない。  
→まとめ時の中央委員会の岡部さんから『具体的に〇世帯同居しており、寝室に応じた台数が必要、などの個別の事情と要求を積み重ねていくしかないでしょうから、そういうのを掴めるよう頑張ります』とアトバイスがあった。

(7) グループ補助金制度のグループ認定を「県内の事業所」に限定しないこと (経産)

⇒サプラインチェンでやったように、グループ認定は県を超えてできません。補助金の申請をそれぞれ県にしなければなりません。よく市や県とも相談して漏れの無いように力を尽くします。

(8) 砂防ダムの修理や堆積した土砂撤去の予算措置を急いで講じること (国交)

⇒改修して機能強化する場合などには補助ができる。メンテナンスは県の負担です。

(9) 芦田川など国管理の河川の堆積土砂の浚渫と樹木の撤去を急ぐこと (国交)

⇒伐採した木を前もって買い取ってもらえるように手立てをとったり、引き取ってもらえるようにしたり、少しでもコストを下げてやっていく。芦田川の樹木については今年やる予定。土砂はまだだが、現場の状況をよく聞いて考えていきます。

(10) 福山市の瀬戸川流域治水対策事業を前倒しで実施するよう財政支援を強め、完了までの期間、暫定的に国交省のポンプ車を増やし、不測の事態に備えること。福川のポンプ増設の財政支援を強化すること (国交)

⇒各地からポンプ車の要望は出ている。移動式ポンプを瀬戸川を管理している市町村が買えるように制度を拡大 (今は県のみが可) しようと思つて概算を組んでいます。

※急速追加した生保の件

『岡山市で義援金や被災者支援金を収入とみなして生保を減額したという事案があったとのことだが、そんなことが許されるのか、今日の政府交渉の際に一緒に説明願う』と求めた  
⇒『義援金や支援金は収入に数えないよう通知を出している。岡山市に問い合わせたところ一件あった。市も適切とは言えない対応だったと認識した。』と発言。

担当者からあとで聞き取ったところ、『受給者が再建計画に定めておいた物を買ったときの領収書を紛失してしまい、その分を差し引いたという対応をしたと聞いた。厳密過ぎる対応なので、適切とは言えないのではないかとやりとりした。』とのことでした。

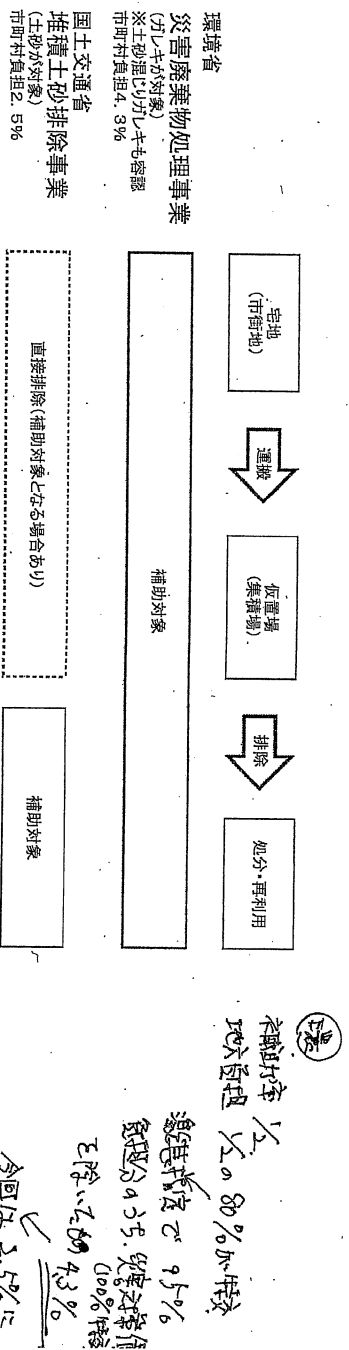
岡山市議団への訴えのケースと、国の担当者が聞き取ったケースが同一のものだったのかわかりませんが、似たような別のケースだとしても、厚労省からの通知も出ている以上、それに沿った対応を自治体がすべきです。

**宅地内にあるガレキ混じりの土砂の排出に係る支援制度**

	障害物の除去 (災害救助法)	災害廃棄物処理事業 (廃掃法に基づく国庫補助)	堆積土砂排除事業 (都市災害復旧事業国庫補助) ※対象は土砂のみ
宅地からの除去	△ (日常生活上欠くことのできない場所のみ)	△ (市町村※が行う場合)	△ (土砂の放置が公益上重大な支障となる場合)
集積場への運搬	○	○	△ (土砂の放置が公益上重大な支障となる場合)
処分場への運搬	○	○	○
実施主体	都道府県 (事務委任を受けた場合は市町村)	市町村	市町村

※市町村が事業を行う前に、所有者等が事業者に依頼し、宅地からの撤去を行った場合の手続きについては、環境省にお問い合わせください。

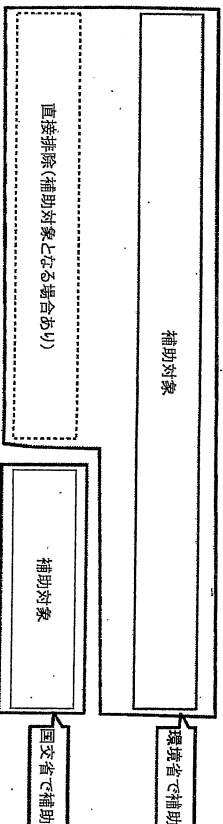
**土砂排除の堆積土砂排除事業(国交省)と災害等廃棄物処理事業の活用イメージ**



**(連携のイメージ)**

がれき・土砂混じりで民地から仮置き場までの費用は環境省。仮置き場で分別。がれきの仮置き場から先の処理は環境省、土砂の仮置き場から先の処理は国交省

- 環境省**  
 災害廃棄物処理事業  
 (ガレキが対象)  
 ※土砂混じりガレキも容認  
 市町村負担4.8%
- 国土交通省**  
 堆積土砂排除事業  
 (土砂が対象)  
 市町村負担2.5%



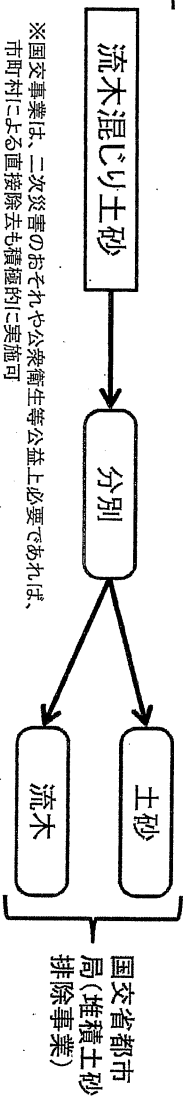
負担  $\frac{1}{2}$  の 90% 負担  
 負担  $\frac{1}{2}$  の 1% 負担  
 負担  $\frac{1}{2}$  の 2.3%

# 堆積土砂等の事業区分

○宅地内

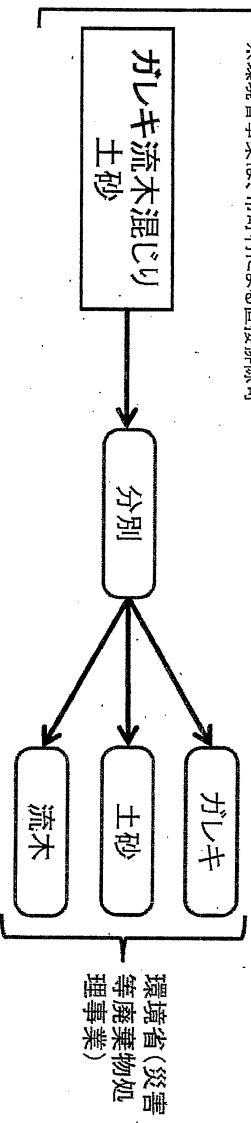
【運搬】

【処分】



※国交事業は、二次災害のおそれや公衆衛生等公益上必要であれば、市町村による直接除去も積極的に実施可

※環境省事業は、市町村による直接排除可



○公共施設内

道路等公共施設

分別

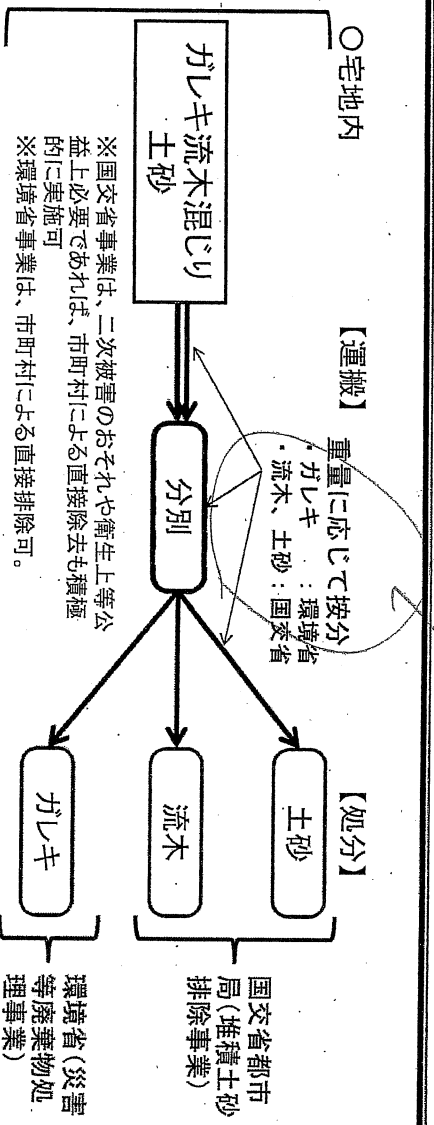
処分

災害復旧事業

- 各事業は、査定前着工可
- 事前にとどの事業でやるかを決定し、契約・業者等を分ける必要はなく、一体で実施可
- 事後的に、災害査定申請において、分類すればよい
- 堆積土砂の堆積厚の証拠(高さが分かる写真、計測)を残しておくこと
- 申請のワンストップ化を実施予定(環境省又は国交省都市局のどちらから一方に申請持ち込み可)

7.30 以前に申請  
7.30 以後に申請  
7.30 以前に申請  
7.30 以後に申請

## 堆積土砂等の事業活用例(環境省事業と国交省を併用する場合)



※国交省事業は、二次被害のおそれや衛生上 etc 公益上必要であれば、市町村による直接除去も積極的に実施可  
※環境省事業は、市町村による直接排除可。

- 各事業は、査定前着工可
- 事前にとどの事業でやるかを決定し、契約・業者等を分ける必要はなく、一体で実施可
- 事後的に、災害査定申請において、分類すればよい
- 堆積土砂の堆積厚の証拠(高さが分かる写真、計測)を残しておくこと
- 申請のワンストップ化を実施予定(環境省又は国交省都市局のどちらから一方に申請持ち込み可)